

「先端電子部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」の一部改正に関する新旧対照表(下線箇所は改正部分)

○「先端電子部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」(令和6年3月29日)

改 正 案	現 行
<p>はじめに</p> <p>電子部品は、現代技術の中核的要素であり、A I、ロボット、スマートフォン、P C、クラウド、E V等の先進的分野だけでなく、電気を用いる全ての分野において必要不可欠である。一見単純な構造の電子部品にも、先進的な技術が採用されており、現代の高度なテクノロジーを支える役割を果たしている。</p> <p>デジタル技術の発展に伴って、それを支える電子部品の世界市場は、波打ちながらも継続的に成長し続けている。直近の市況は、2020年夏場以降の回復基調が21年以降も継続し、22年前半まで堅調に推移。22年後半以降は受注にやや陰りが見られたものの、23年後半からは、市場の回復による需要増が期待されている。アプリケーション別に見ると、コロナからの経済回復を背景に、産業機械関連や車載関連、ハイエンドスマートフォン向けなどの需要が増大した。世界市場規模は、2022年には約31兆円(生産額)を誇っているが、今後も右肩上がり成長し、2030年には47兆円(生産額)を超える規模まで成長する見通しである。</p> <p>先述のとおり、電子部品市場は、今後も大きく拡大すると見込まれており、我が国の国民生活・経済活動にとって必要不可欠である。特に、MLCC、フィルムコンデンサー、SAWフィルタ、BAWフィルタ、<u>GMR効果又はTMR効果を利用する磁気センサー</u>の先端電子部品については、その懸念が大きいことから、先端電子部品の安定供給確保に向けた取組を行っていくことが必要である。</p> <p>こうした趣旨を踏まえ、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「法」という。)第8条第1項の</p>	<p>はじめに</p> <p>電子部品は、現代技術の中核的要素であり、A I、ロボット、スマートフォン、P C、クラウド、E V等の先進的分野だけでなく、電気を用いる全ての分野において必要不可欠である。一見単純な構造の電子部品にも、先進的な技術が採用されており、現代の高度なテクノロジーを支える役割を果たしている。</p> <p>デジタル技術の発展に伴って、それを支える電子部品の世界市場は、波打ちながらも継続的に成長し続けている。直近の市況は、2020年夏場以降の回復基調が21年以降も継続し、22年前半まで堅調に推移。22年後半以降は受注にやや陰りが見られたものの、23年後半からは、市場の回復による需要増が期待されている。アプリケーション別に見ると、コロナからの経済回復を背景に、産業機械関連や車載関連、ハイエンドスマートフォン向けなどの需要が増大した。世界市場規模は、2022年には約31兆円(生産額)を誇っているが、今後も右肩上がり成長し、2030年には47兆円(生産額)を超える規模まで成長する見通しである。</p> <p>先述のとおり、電子部品市場は、今後も大きく拡大すると見込まれており、我が国の国民生活・経済活動にとって必要不可欠である。特に、MLCC、フィルムコンデンサー、SAWフィルタ、BAWフィルタの先端電子部品については、その懸念が大きいことから、先端電子部品の安定供給確保に向けた取組を行っていくことが必要である。</p> <p>こうした趣旨を踏まえ、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「法」という。)第8条第1項の規</p>

改正案	現行
<p>規定に基づき、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号。以下「施行令」という。）第1条第12号「<u>コンデンサー、ろ波器及び磁気センサー（磁気を検知するためのセンサーをいう。）</u>」に関して、「先端電子部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」（以下「取組方針」という。）を次のように定めたので、同条第5項の規定に基づき公表する。</p> <p>なお、取組方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>第1章 先端電子部品の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項 第1節 電子部品を取り巻く状況 （1）重要性 ① 電子部品の用途・特性 電子部品は、現代の先進技術と社会インフラの基盤を形成する中核的要素であり、AI、ロボット、スマートフォン、PC、クラウド、EV等の革新的分野だけでなく、電気を用いるあらゆる領域において必要不可欠である。我々の生活を豊かにする電子機器の先進的な進化は、電子部品の革新によって支えられており、その貢献は計り知れないものがある。通信、医療、防衛、データセンターといった極めて重要なインフラに<u>関わる</u>機器から、エネルギーや自動車、電気電子産業の基幹となる機器まで、電子部品は不可欠となる役割を果たしている。特に今後のEV、自動運転、5G・6G等の革新技術発展の潮流を踏まえれば、これらを支える電子部品の重要性が益々上がっていくことは明らかである。</p> <p>電子部品のうち、積層セラミックコンデンサー（以下「MLCC」という。）、フィルムコンデンサー、SAWフィルタ、BAWフィルタ、<u>GMR効果又はTM R効果を利用する磁気センサー</u>は以下の点で特に重要である。</p>	<p>定に基づき、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号。以下「施行令」という。）第1条第12号「<u>コンデンサー及びろ波器</u>」に関して、「先端電子部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」（以下「取組方針」という。）を次のように定めたので、同条第5項の規定に基づき公表する。</p> <p>なお、取組方針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>第1章 先端電子部品の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項 第1節 電子部品を取り巻く状況 （1）重要性 ①電子部品の用途・特性 電子部品は、現代の先進技術と社会インフラの基盤を形成する中核的要素であり、AI、ロボット、スマートフォン、PC、クラウド、EV等の革新的分野だけでなく、電気を用いるあらゆる領域において必要不可欠である。我々の生活を豊かにする電子機器の先進的な進化は、電子部品の革新によって支えられており、その貢献は計り知れないものがある。通信、医療、防衛、データセンターといった極めて重要なインフラに<u>かかわる</u>機器から、エネルギーや自動車、電気電子産業の基幹となる機器まで、電子部品は不可欠となる役割を果たしている。特に今後のEV、自動運転、5G・6G等の革新技術発展の潮流を踏まえれば、これらを支える電子部品の重要性が益々上がっていくことは明らかである。</p> <p>電子部品のうち、積層セラミックコンデンサー（以下「MLCC」という。）、フィルムコンデンサー、SAWフィルタ、BAWフィルタは以下の点で特に重要である。</p>

改正案	現行
<p>(Ⅰ) (略)</p> <p>(Ⅱ) (略)</p> <p>(Ⅲ) (略)</p> <p>(Ⅳ) (略)</p> <p>(Ⅴ) <u>GMR効果又はTMR効果を利用する磁気センサー</u></p> <p><u>GMR効果又はTMR効果を利用する磁気センサーは、自動車、産業機械、スマートフォン等あらゆる機器に使用される。これらの磁気センサーは、高出力・高精度を実現可能で、現在量産されている最先端品（以下「ハイエンド品」という）であり、今後、自動車、産業機械等の電動化・自動化のトレンドに伴って高精度の検知・制御が求められた際に必要となる重要物資である。</u></p> <p>これらの<u>先端電子部品</u>は仮に供給途絶した場合、社会経済が機能麻痺に陥るおそれがあるものであり、国民生活・経済活動が依拠している重要な物資であると言える。</p> <p>② 電子部品、その製造に必要な電子部品製造装置（以下「製造装置」という。）及び電子部品部素材（以下「部素材」という。）の市場動向及び関連産業への影響</p> <p>先述のとおり、電子部品はあらゆる製品に組み込まれ、国民生活や産業に不可欠な存在であるとともに今後も市場は大きく拡大する見込みとなっている。</p> <p>電子部品産業（ただしコンデンサー及びろ波器に限らない）は、2022年の世界生産額が31兆円となったが、その内、日本のシェアは34%を占めている。そして、2030年には47兆円を超える規模まで成長する見通しである。</p> <p>先端技術を要する高度な機器向けのハイエンド電子部品市場においては、その多くは我が国がリーダーシップを築いており、そのシェアも大きい。それゆえ、他</p>	<p>(Ⅰ) (略)</p> <p>(Ⅱ) (略)</p> <p>(Ⅲ) (略)</p> <p>(Ⅳ) (略)</p> <p>これら先端電子部品は仮に供給途絶した場合、社会経済が機能麻痺に陥るおそれがあるものであり、国民生活・経済活動が依拠している重要な物資であると言える。</p> <p>② 電子部品、その製造に必要な電子部品製造装置（以下「製造装置」という。）及び電子部品部素材（以下「部素材」という。）の市場動向及び関連産業への影響</p> <p>先述のとおり、電子部品はあらゆる製品に組み込まれ、国民生活や産業に不可欠な存在であるとともに今後も市場は大きく拡大する見込みとなっている。</p> <p>電子部品産業（ただしコンデンサー及びろ波器に限らない）は、2022年の世界生産額が31兆円となったが、その内、日本のシェアは34%を占めている。そして、2030年には47兆円を超える規模まで成長する見通しである。</p> <p>先端技術を要する高度な機器向けのハイエンド電子部品市場においては、その多くは我が国がリーダーシップを築いており、そのシェアも大きい。それ故、他国</p>

改正案	現行
<p>国の政府及び企業はこの領域における我が国の影響力を注視し、官民を挙げて関連技術へのキャッチアップに注力している。他方、ローエンド電子部品市場においては、コスト競争力に優れた海外企業がそのシェアを急速に高めている。</p> <p>また、関連産業の一例として、自動車産業については、2022年の自動車の世界生産台数約8,502万台のうち、国内生産台数は約784万台であり、輸出金額としては約17.3兆円に及ぶ。今後も、2035年までに乗用車新車販売を電動車100%とする目標や、自動運転化の実現に向けて業界としての取組が進んでいることを踏まえれば、自動車に使用される電子部品の需要は増加する見込みである。さらに、自動車に求められる省エネ化においても、電子部品の性能向上は不可欠であり、自動車産業における電子部品の重要性は将来的により一層増加する見込みである。</p> <p>(2) 外部依存性</p> <p>① 供給先の動向及び供給途絶の影響に関する認識</p> <p>ア 電子部品</p> <p>我が国の電子部品産業は、長きにわたりその先導的地位を維持してきた。しかしながら、特に開発力や製造技術の要求が相対的に低いローエンドの部品領域に関して、海外企業の市場シェアの拡大が顕著である。その背景に関して、日本企業の海外生産拠点からの人材や技術流出により海外企業のキャッチアップを許し、より安価な海外企業製品のシェア拡大を招いた。</p> <p>この動向に鑑み、我が国の電子部品メーカーは、人材や技術の流出問題への対策を模索している。我が国の電子部品産業の力強さは、卓越した開発力や製造技術により築かれてきたものであるが、これが流出することは、我が国が電子部品という戦略的資産を失うことにつながる。最悪の場合、海外にシェアを奪われた後に、供給を遮断される可能性も考えられる。</p>	<p>の政府及び企業はこの領域における我が国の影響力を注視し、官民を挙げて関連技術へのキャッチアップに注力している。他方、ローエンド電子部品市場においては、コスト競争力に優れた海外企業がそのシェアを急速に高めている。</p> <p>また、関連産業の一例として、自動車産業については、2022年の自動車の世界生産台数約8,502万台のうち、国内生産台数は約784万台であり、輸出金額としては約17.3兆円に及ぶ。今後も、2035年までに乗用車新車販売を電動車100%とする目標や、自動運転化の実現に向けて業界としての取組が進んでいることを踏まえれば、自動車に使用される電子部品の需要は増加する見込みである。さらに自動車に求められる省エネ化においても、電子部品の性能向上は不可欠であり、自動車産業における電子部品の重要性は将来的により一層増加する見込みである。</p> <p>(2) 外部依存性</p> <p>① 供給先の動向及び供給途絶の影響に関する認識</p> <p>ア 電子部品</p> <p>我が国の電子部品産業は、長きにわたりその先導的地位を維持してきた。しかしながら、特に開発力や製造技術の要求が相対的に低いローエンドの部品領域に関して、海外企業の市場シェアの拡大が顕著である。その背景に関して、日本企業の海外生産拠点からの人材や技術流出により海外企業のキャッチアップを許し、より安価な海外企業製品のシェア拡大を招いた。</p> <p>この動向を鑑み、我が国の電子部品メーカーは、人材や技術の流出問題への対策を模索している。我が国の電子部品産業の力強さは、卓越した開発力や製造技術により築かれてきたものであるが、これが流出することは、我が国が電子部品という戦略的資産を失うことにつながる。最悪の場合、海外にシェアを奪われた<u>のちに</u>、供給を遮断される可能性も考えられる。</p>

改正案	現行
<p>電子部品は、国民生活の基盤として不可欠な役割を果たしているため、人材や技術の流出が引き起こす国内企業の市場シェアの減少は、その先に続く供給途絶リスクを考慮すると、絶対に回避すべき事態であり、その防止は重要な課題である。</p> <p>以下に先端電子部品ごとに詳細を記載する。</p> <p>(I) (略)</p> <p>(II) フィルムコンデンサー</p> <p>先述のとおり、近年、HEV・EVのパワーコントロールユニットや、太陽光・風力発電設備などを含む産業機械、医療機器向けに、高性能・高信頼性のフィルムコンデンサーの需要が急増しており、今後も需要は拡大する見込みである。こうしたフィルムコンデンサー、及びその部素材の製造に関し、我が国は一定の競争力を有するが、今後、この拡大する市場を<u>獲得すべく</u>、競争は国際的に激化することが予想される。フィルムコンデンサーに関して、将来的に我が国が競争力で劣後する場合、大きく拡大する需要を獲得できず、我が国の経済成長の機会を逃す可能性があるだけでなく、供給を外部に依存する可能性もあり、その供給が途絶した場合、我が国の幅広い産業の成長を阻害する要因となる懸念がある。</p> <p>(III) (略)</p> <p>(IV) (略)</p> <p>(V) <u>GMR効果又はTMR効果を利用する磁気センサー</u></p> <p><u>自動車、産業機械等の電動化・自動化のトレンドに伴い、高精度の検知・制御を可能とするセンサーが求められており、今後需要が拡大していく見込みである。我が国は現在一定の国際競争力を有するが、今後競争が激化し優位性を喪失した場合には、将来的に供給を外部に依存する可能性もある。その供給が途絶す</u></p>	<p>電子部品は、国民生活の基盤として不可欠な役割を果たしているため、人材や技術の流出が引き起こす国内企業の市場シェアの減少は、その先に続く供給途絶リスクを考慮すると、絶対に回避すべき事態であり、その防止は重要な課題である。</p> <p>以下に先端電子部品ごとに詳細を記載する。</p> <p>(I) (略)</p> <p>(II) フィルムコンデンサー</p> <p>先述のとおり、近年、HEV・EVのパワーコントロールユニットや、太陽光・風力発電設備などを含む産業機械、医療機器向けに、高性能・高信頼性のフィルムコンデンサーの需要が急増しており、今後も需要は拡大する見込みである。こうしたフィルムコンデンサー、及びその部素材の製造に関し、我が国は一定の競争力を有するが、今後、この拡大する市場を<u>獲得するべく</u>、競争は国際的に激化することが予想される。フィルムコンデンサーに関して、将来的に我が国が競争力で劣後する場合、大きく拡大する需要を獲得できず、我が国の経済成長の機会を逃す可能性があるだけでなく、供給を外部に依存する可能性もあり、その供給が途絶した場合、我が国の幅広い産業の成長を阻害する要因となる懸念がある。</p> <p>(III) (略)</p> <p>(IV) (略)</p>

改正案	現行
<p><u>ると、自動車の生産等に大きな影響が生じ得るほか、我が国の幅広い産業の成長を阻害する要因となる懸念がある。</u></p> <p>イ 製造装置、部素材 電子部品の製造プロセスは、極めて複雑で緻密なものとなっており、電子部品の種類や機能によって、それぞれ特有の製造工程が必要とされる。このような多岐にわたる工程を支える中心的な要素として、部素材や製造装置が挙げられる。これらは、電子部品の品質や性能に大きな影響を与えるため、サプライチェーンにおける位置づけは非常に重要である。</p> <p>特に電子部品の特徴として注目すべき点は、最終製品の高度な性能や機能を担保するためのキーテクノロジーが、部素材に多く存在しているという事実である。この部素材が持つ技術的価値は、製造装置の解析を通じて、競合他社によるリバースエンジニアリングの対象となる可能性が高い。このような背景を踏まえると、技術情報の流出防止は、単なる企業利益の問題を超えて、電子部品産業全体の競争力や安全保障の観点からも極めて重要な課題となる。</p> <p>仮に部素材や製造装置の技術情報が流出した場合、<u>外国企業の電子部品の品質や性能が向上し、国内企業のシェアを奪われ、最終的には安定的な供給が困難となる恐れもある。</u>このような事態は、電子部品が不可欠な多くの先進技術や産業の発展を阻害することとなり、日本経済全体に大きな悪影響をもたらす恐れがある。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>イ 製造装置、部素材 電子部品の製造プロセスは、極めて複雑で緻密なものとなっており、電子部品の種類や機能によって、それぞれ特有の製造工程が必要とされる。このような多岐にわたる工程を支える中心的な要素として、部素材や製造装置が挙げられる。これらは、電子部品の品質や性能に大きな影響を与えるため、サプライチェーンにおける位置づけは非常に重要である。</p> <p>特に電子部品の特徴として注目すべき点は、最終製品の高度な性能や機能を担保するためのキーテクノロジーが、部素材に多く存在しているという事実である。この部素材が持つ技術的価値は、製造装置の解析を通じて、競合他社によるリバースエンジニアリングの対象となる可能性が高い。このような背景を踏まえると、技術情報の流出防止は、単なる企業利益の問題を超えて、電子部品産業全体の競争力や安全保障の観点からも極めて重要な課題となる。</p> <p>仮に部素材や製造装置の技術情報が流出した場合、<u>それによって外国企業の電子部品の品質や性能が向上し、国内企業のシェアを奪われ、最終的には安定的な供給が困難となる恐れもある。</u>このような事態は、電子部品が不可欠な多くの先進技術や産業の発展を阻害することとなり、日本経済全体に大きな悪影響をもたらす恐れがある。</p> <p>② (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

改正案	現行
<p>(5) (略)</p> <p>(6) 電子部品のサプライチェーンが抱える課題及び動向</p> <p>先述のとおり、デジタル化の進展等により電子部品需要が大幅に増加し、電子部品の重要性を認識する他国が戦略的な積極投資を行う中、我が国の電子部品産業の競争力はハイエンド品では一定の競争力を有するものの、ローエンド品は海外企業によるシェア拡大を許し競争力は低下してきた。</p> <p>このような状況となった原因としては、①国策として、電子部品産業に対して適切かつ十分な政策を講じなかったこと、②バブル経済崩壊後、民間投資が後退する中、他国が極めて積極的な投資支援を行う一方、我が国は電子部品産業基盤整備を十分に進めてこなかったことが挙げられる。</p> <p>今後、自動運転や5G・6G等の革新技術が発展していく潮流を踏まえれば、これらを支える基幹部品である電子部品の製造基盤の確保が必要不可欠であり、我が国が一定の競争力を維持しているハイエンド品において更に国際競争力を強化し、国内生産能力の維持・拡大を見据え、既存部品の高性能化に加えて、世界最高レベルの性能と信頼性の両立を低コストで実現する次世代電子部品の開発に向けた取組が必要である。</p> <p>また、先述の通り、電子部品の性能を決定するキーテクノロジーは部素材にあることが多く、電子部品にとって部素材のサプライチェーンは非常に重要であるが、電子部品のメーカーに合わせてカスタマイズされた部素材も多いため他メーカーに流用することが出来ず作り溜めが困難であること、また中小企業が多いことから増産のための設備投資に二の足を踏む企業も多く、部素材の生産能力によって電子部品の生産能力が頭打ちになってしまうという課題も存在する。</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) 電子部品のサプライチェーンが抱える課題及び動向</p> <p>先述のとおり、デジタル化の進展等により電子部品需要が大幅に増加し、電子部品の重要性を認識する他国が戦略的な積極投資を行う中、我が国の電子部品産業の競争力はハイエンド品では一定の競争力を有するものの、ローエンド品は海外企業によるシェア拡大を許し競争力は低下してきた。</p> <p>このような状況となった原因としては、①国策として、電子部品産業に対して適切かつ十分な政策を講じなかったこと、②バブル経済崩壊後、民間投資が後退する中、他国が極めて積極的な投資支援を行う一方、我が国は電子部品産業基盤整備を十分に進めてこなかったことが挙げられる。</p> <p>今後、自動運転や5G・6G等の革新技術が発展していく潮流を踏まえれば、これらを支える基幹部品である電子部品の製造基盤の確保が必要不可欠であり、我が国が一定の競争力を維持しているハイエンド品において更に国際競争力を強化し、国内生産能力の維持・拡大を見据え、既存部品の高性能化に加えて、世界最高レベルの性能と信頼性の両立を低コストで実現する次世代電子部品の開発に向けた取組が必要である。</p> <p>また、先述の通り、電子部品の性能を決定するキーテクノロジーは部素材にあることが多く、電子部品にとって部素材のサプライチェーンは非常に重要であるが、電子部品のメーカーに合わせてカスタマイズされた部素材も多いため他メーカーに流用することが出来ず作り溜めが困難であること、また中小企業が多いことから増産のための設備投資に二の足を踏む企業も多く、部素材の生産能力によって電子部品の生産能力が頭打ちになってしまうという課題も存在する。</p>

改正案	現行
<p>製造装置は電子部品によっては内製も存在するが、部素材と同様に専用の製造装置を使用することが多く、製造装置がリバースエンジニアリングされることで技術情報が発生するという懸念もある。</p> <p>よって、サプライチェーン強靱化だけでなく、技術流出を防ぐという観点からも部素材や製造装置等は非常に重要である。</p> <p>この他、電子部品業界においては、例えば、以下のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原料については、既に過度に海外に依存し、供給途絶リスクが顕在化。 ● 生産設備や部素材の納期の長期化により、事業者が検討に必要な時間が十分に確保できない中で、投資判断を短時間で行わなければならない事態が増加。 ● 需要の著しい増加により、生産能力の拡大に迫られており、設備投資額が増加。 ● 円安や、原材料・エネルギー面のコスト高騰により、電子部品製造における利益率の減少。 ● エンジニアや設備技能者、IT人材の確保が困難であり、事業拡大に合わせて必要となる技術者の手当てが困難。 ● ロシアによるウクライナ侵略等の影響で、部素材、原料の供給途絶リスクが増加。 <p>第2節 先端電子部品の安定供給確保に関する目標</p> <p>あらゆる製品に組み込まれ、国民生活や産業に不可欠である電子部品、特に先端電子部品について、法に基づく支援により、先端電子部品及び先端電子部品のサプライチェーンを構成する部素材等の製造能力の強化等を図ることで、各種先端電子部品の国内生産能力を強化する。</p>	<p>製造装置は電子部品によっては内製も存在するが、部素材と同様に専用の製造装置を使用することが多く、製造装置がリバースエンジニアリングされることで技術情報が発生するという懸念もある。</p> <p>よって、サプライチェーン強靱化だけでなく、技術流出を防ぐという観点からも部素材や製造装置等は非常に重要である。</p> <p>この他、電子部品業界においては、例えば、以下のような課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原料については、既に過度に海外に依存し、供給途絶リスクが顕在化している。 ● 生産設備や部素材の納期の長期化により、事業者が検討に必要な時間が十分に確保できない中で、投資判断を短時間で行わなければならない事態が増加。 ● 需要の著しい増加により、生産能力の拡大に迫られており、設備投資額が増加。 ● 円安や、原材料・エネルギー面のコスト高騰により、電子部品製造における利益率の減少。 ● エンジニアや設備技能者、IT人材の確保が困難であり、事業拡大に合わせて必要となる技術者の手当てが困難。 ● ロシアによるウクライナ侵略等の影響で、部素材、原料の供給途絶リスクが増加。 <p>第2節 先端電子部品の安定供給確保に関する目標</p> <p>あらゆる製品に組み込まれ、国民生活や産業に不可欠である電子部品、特に先端電子部品について、法に基づく支援により、先端電子部品及び先端電子部品のサプライチェーンを構成する部素材等の製造能力の強化等を図ることで、各種先端電子部品の国内生産能力を強化する。</p>

改正案	現行
<p>また、我が国が長年にわたり蓄積してきた高度なノウハウや技術の流出を防止することで、コスト競争力に優れた外国企業によって我が国企業が駆逐され、その後供給を止められるリスクを防ぐ。</p> <p>これにより、特定重要物資に指定された先端電子部品を国内で生産する企業の合計売上高として、<u>コンデンサー及びろ波器については、2021年の約1.2兆円に対して2030年に3兆円超を、磁気センサーについては2024年の約600億円に対して2030年に1,300億円超を実現</u>（以下「先端電子部品の2030年国内売上高目標」という。）し、我が国の先端電子部品の安定的な供給を確保する。</p> <p>第2章 先端電子部品の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 実施する個別施策</p> <p>（1）施策の対象となる品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 先端電子部品（MLCC、フィルムコンデンサー、SAWフィルタ、BAWフィルタ、<u>GMR効果又はTMR効果を利用する磁気センサー</u>） ● 製造装置（当該装置を構成する部品・素材等を含む） ● 部素材（当該部素材を構成する部品・素材等を含む） <p>（2）施策の対象となる取組</p> <p><u>ハイエンド品と同等以上の性能を有する先端電子部品、製造装置、部素材の供給基盤の整備・強化を目的に①又は②に対して支援を行う。</u></p> <p>① ハイエンド品の生産施設・生産設備の導入する取組であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間だけでは実現が困難な投資を必要とする計画、又は 	<p>また、我が国が長年にわたり蓄積してきた高度なノウハウや技術の流出を防止することで、コスト競争力に優れた外国企業によって我が国企業が駆逐され、その後供給を止められるリスクを防ぐ。</p> <p>これにより、特定重要物資に指定された先端電子部品を国内で生産する企業の合計売上高として、2021年の約1.2兆円に対して2030年に3兆円超を実現（以下「先端電子部品の2030年国内売上高目標」という。）し、我が国の先端電子部品の安定的な供給を確保する。</p> <p>第2章 先端電子部品の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 実施する個別施策</p> <p>（1）施策の対象となる品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 先端電子部品（MLCC、フィルムコンデンサー、SAWフィルタ、BAWフィルタ） ● 製造装置（当該装置を構成する部品・素材等を含む） ● 部素材（当該部素材を構成する部品・素材等を含む） <p>（2）施策の対象となる取組</p> <p><u>現在量産されている最先端品（以下「ハイエンド品」という）と同等以上の性能を有する先端電子部品、製造装置、部素材の供給基盤の整備・強化を目的に①又は②に対して支援を行う。</u></p> <p>① ハイエンド品の生産施設・生産設備の導入する取組であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間だけでは実現が困難な投資を必要とする計画、又は

改正案	現行
<p>● 供給途絶の蓋然性が高く、投資の緊要性が非常に高い計画</p> <p>② 研究開発に係る施設等を導入するものであって、ハイエンド品と同等以上の性能を有する品目の生産性向上に資すると見込まれる計画、又はハイエンド品を超える性能を有する品目の量産開始に資すると見込まれる計画</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3節 施策に係る留意事項</p> <p>(1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境</p> <p>電子部品に関して、安定供給確保のために他の取組は行われていないため、我が国が一定の競争力を有するものの、外部依存のおそれが認められる電子部品及び部素材等のうち、特に先端電子部品及びその部素材等について、法に基づく支援を実施し、先端電子部品の安定供給を図る必要がある。また、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の規定に基づく輸出・役務取引管理及び対内直接投資等管理の厳格な運用及びその対象の不断の見直しも含めて総合的な対応を実施していく。さらに、技術管理の徹底に向けた産業界の意識啓発を図るアウトリーチを含め、経済安全保障に関する関係事業者との対話をより積極的に実施していく。人材育成については、以下に記載の<u>とおり</u>の業界の取組が存在する。</p> <p>● 人材育成</p> <p>現在、各企業において電子部品人材育成の取組が進展しており、例えば、JEITAなどの業界団体で人材育成の取組（技術者のための交流会、学生向け講演会、及びキャリア研修会の実施と、産学による効果的な教育プログラムの開発や実証）が進んでいる。</p>	<p>● 供給途絶の蓋然性が高く、投資の緊要性が非常に高い計画</p> <p>② 研究開発に係る施設等を導入するものであって、ハイエンド品と同等以上の性能を有する品目の生産性向上に資すると見込まれる計画、又はハイエンド品を超える性能を有する品目の量産開始に資すると見込まれる計画</p> <p>(3) (略)</p> <p>第3節 施策に係る留意事項</p> <p>(1) 関連する戦略・取組及び施策を取り巻く環境</p> <p>電子部品に関して、安定供給確保のために他の取組は行われていないため、我が国が一定の競争力を有するものの、外部依存のおそれが認められる電子部品及び部素材等のうち、特に先端電子部品及びその部素材等について、法に基づく支援を実施し、先端電子部品の安定供給を図る必要がある。また、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の規定に基づく輸出・役務取引管理及び対内直接投資等管理の厳格な運用及びその対象の不断の見直しも含めて総合的な対応を実施していく。さらに、技術管理の徹底に向けた産業界の意識啓発を図るアウトリーチを含め、経済安全保障に関する関係事業者との対話をより積極的に実施していく。人材育成については、以下に記載の<u>通り</u>の業界の取組が存在する。</p> <p>● 人材育成</p> <p>現在、各企業において電子部品人材育成の取組が進展しており、例えば、JEITAなどの業界団体で人材育成の取組（技術者のための交流会、学生向け講演会、及びキャリア研修会の実施と、産学による効果的な教育プログラムの開発や実証）が進んでいる。</p>

改正案	現 行
<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3章 先端電子部品の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限</p> <p>第1節 取組の対象範囲</p> <p>(1) 対象となる品目 先端電子部品、製造装置、部素材のうち、以下の品目を対象とする。</p> <p>① 先端電子部品 ア MLCC イ フィルムコンデンサー ウ SAWフィルタ エ BAWフィルタ オ <u>GMR効果又はTMR効果を利用する磁気センサー</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 対象となる取組 先端電子部品、製造装置、部素材の供給基盤の整備・強化を目的とした、民間だけでは実現が困難な投資を必要とする計画に支援を行う。具体的には、以下のとおり。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3章 先端電子部品の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限</p> <p>第1節 取組の対象範囲</p> <p>(1) 対象となる品目 先端電子部品、製造装置、部素材のうち、以下の品目を対象とする。</p> <p>① 先端電子部品 ア MLCC イ フィルムコンデンサー ウ SAWフィルタ エ BAWフィルタ</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 対象となる取組 先端電子部品、製造装置、部素材の供給基盤の整備・強化を目的とした、民間だけでは実現が困難な投資を必要とする計画に支援を行う。具体的には以下のとおり。</p>

改正案	現 行
<p>① 生産施設・生産設備の導入</p> <p>(1) の品目の生産に係る施設（導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。）、設備及びシステム（導入する設備を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェアに限る。）を導入するものを対象とする。</p> <p>② 研究開発</p> <p>(1) の品目の研究開発に係る施設（導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。）、設備及びシステム（導入する設備を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェアに限る。）を導入するものであって、ハイエンド品と同等以上の性能を有する品目の生産性向上に資すると見込まれるもの、又はハイエンド品を超える性能を有する品目の量産開始に資すると見込まれるものを対象とする。</p> <p>第2節 安定供給確保の目標</p> <p>(1) 前節(2)①の取組（生産施設・生産設備の導入）にあつては、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設備投資規模が著しく大きく（事業規模100億円以上）、民間独自の取組だけでは実現が困難であること。 ● 導入する設備・装置の性能が先端的であること（特注品又は製造機器企業の最新カタログに掲載されているもの若しくはこれに相当するもの）。 ● 導入する設備・装置を用いて、ハイエンド品又はその部素材等を量産することが可能であること。 ● ただし、事業規模が100億円未満であっても、以下の要件のいずれかを満たす場合は、当該取組を認定の対象とする。 <p>① 当該取組が、当該取組で整備する設備により生産する物資（以下「取組対象物資」という。）の国内における自社による生産能力を3割以上増強するものであること（事業着手の前年度比）</p>	<p>① 生産施設・生産設備の導入</p> <p>(1) の品目の生産に係る施設（導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。）、設備及びシステム（導入する設備を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェアに限る。）を導入するものを対象とする。</p> <p>② 研究開発</p> <p>(1) の品目の研究開発に係る施設（導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。）、設備及びシステム（導入する設備を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェアに限る。）を導入するものであって、ハイエンド品と同等以上の性能を有する品目の生産性向上に資すると見込まれるもの、又はハイエンド品を超える性能を有する品目の量産開始に資すると見込まれるものを対象とする。</p> <p>第2節 安定供給確保の目標</p> <p>(1) 前節(2)①の取組（生産施設・生産設備の導入）にあつては、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設備投資規模が著しく大きく（事業規模100億円以上）、民間独自の取組だけでは実現が困難であること。 ● 導入する設備・装置の性能が先端的であること（特注品又は製造機器企業の最新カタログに掲載されているもの若しくはこれに相当するもの）。 ● 導入する設備・装置を用いて、ハイエンド品又はその部素材等を量産することが可能であること。 ● ただし、事業規模が100億円未満であっても、以下の要件のいずれかを満たす場合は、当該取組を認定の対象とする。 <p>③ 当該取組が、当該取組で整備する設備により生産する物資（以下「取組対象物資」という。）の国内における自社による生産能力を3割以上増強するものであること（事業着手の前年度比）</p>

改正案	現行
<p>② 当該取組が、取組対象物資の海外からの自社による調達量の3割以上を国内で生産する基盤を新たに構築するものであること（事業着手の前年度比）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取組対象物資が、部素材等を構成する部品・素材等である場合は、上記に加えて、以下の要件の全てを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 取組対象物資を用いて生産する部素材等の性能・機能等を決定付けるものであり、当該部素材等の生産に必要な不可欠かつ他物資での代替が困難（当該部素材等との擦り合わせが困難となる、擦り合わせの過程で機微な技術情報が流出するなど）であること。 ② 供給途絶の蓋然性及び切迫性並びに支援の緊要性が特に高く、これを示す客観的な根拠を示すことが可能であること。（他国による巨額の補助金その他の支援措置、誘致活動や特定国への原料の偏在など、他国における立地が圧倒的に有利な状況にあること、取組対象物資について先端電子部品メーカー等から増産の要請があること、現に他国企業による技術的な追い上げが著しいことなどを示す客観的な根拠があり、こうした状況を総合的に勘案し、直ちに支援を行わなければ、取組対象物資の供給が過度な外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が相当程度高まると認められること。） <p>(2) (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>④ 当該取組が、取組対象物資の海外からの自社による調達量の3割以上を国内で生産する基盤を新たに構築するものであること（事業着手の前年度比）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 取組対象物資が、部素材等を構成する部品・素材等である場合は、上記に加えて、以下の要件全てを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 取組対象物資を用いて生産する部素材等の性能・機能等を決定付けるものであり、当該部素材等の生産に必要な不可欠かつ他物資での代替が困難（当該部素材等との擦り合わせが困難となる、擦り合わせの過程で機微な技術情報が流出するなど）であること。 ② 供給途絶の蓋然性及び切迫性並びに支援の緊要性が特に高く、これを示す客観的な根拠を示すことが可能であること。（他国による巨額の補助金その他の支援措置、誘致活動や特定国への原料の偏在など、他国における立地が圧倒的に有利な状況にあること、取組対象物資について先端電子部品メーカー等から増産の要請があること、現に他国企業による技術的な追い上げが著しいことなどを示す客観的な根拠があり、こうした状況を総合的に勘案し、直ちに支援を行わなければ、取組対象物資の供給が過度な外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が相当程度高まると認められること。） <p>(2) (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

改正案	現行
<p><u>(4) 取組を実施するための必要な情報を経済産業省及び安定供給確保支援業務を行う法人に共有できる体制が構築されていること。具体的には、第三者への事業譲渡、成果物の譲渡又は使用許諾等をしようとする場合には、あらかじめ経済産業省及び安定供給確保支援業務を行う法人に連絡をすること。</u></p> <p>第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発取組の実施により確保する供給能力を維持し又は強化するため、継続的な投資や研究開発が見込まれるものであること。</p> <p>(3) 技術流出防止措置</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術及び供給確保計画の認定の対象とする取組における当該取組の成果である技術（いずれも公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」と呼ぶ。）について、申請に当たってコア技術を特定し、計画に記載した上で、その流出を防止するために、以下に掲げる措置を実施するものであること。</p> <p>(ア) コア技術等へのアクセス管理</p> <p>コア技術及び公然と知られておらず、かつ、コア技術の実現に直接寄与する技術（以下「コア技術等」と総称する。）にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 取引先における管理</p> <p>申請者ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技</p>	<p>第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発取組の実施により確保する供給能力を維持又は強化するため、継続的な投資や研究開発が見込まれるものであること。</p> <p>(3) 技術流出防止措置</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術及び供給確保計画の認定の対象とする取組における当該取組の成果である技術（いずれも公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」と総称する。）について、申請に当たってコア技術を特定し、計画に記載した上で、その流出を防止するために、以下に掲げる措置を実施するものであること。</p> <p>(ア) コア技術等へのアクセス管理</p> <p>コア技術及び公然と知られておらず、かつ、コア技術の実現に直接寄与する技術（以下「コア技術等」と総称する。）にアクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限し、及び適切な管理を行うために必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備すること</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 取引先における管理</p>

改正案	現行
<p>術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び(イ)に相当する内容の措置を講ずることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講ずること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和31年法律第120号)</u>及び<u>受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)</u>の諸規定に十分配慮すること。</p> <p>(エ) 技術移転等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コア技術等の技術移転により取組対象物資の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まることのないようにすること。 ● 特に、申請者若しくはそのグループ会社が、他者又は他国に対し、以下に掲げるいずれかの行為を行うに当たって、以下①又は②に該当する場合は、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に事前に相談をすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者 ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者 ②①に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合 <p><他者又は他国に対する行為></p>	<p>申請者ではなく、取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、(ア)及び(イ)に相当する内容の措置を講ずることを求め、その履行状況を定期的にレビューする等、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講ずること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、<u>下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)</u>及び<u>下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)</u>の諸規定に十分配慮すること。</p> <p>(エ) 技術移転等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コア技術等の技術移転により取組対象物資の外部依存・供給途絶に陥る蓋然性が高まることのないようにすること。 ● 特に、申請者若しくはそのグループ会社が、他者若しくは他国に対し、以下に掲げるいずれかの行為を行うに当たって、以下①又は②に該当する場合は、当該行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に事前に相談をすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① コア技術等の強制的な技術移転のおそれがあること又は次に掲げる他者の属性によりコア技術等の流出のおそれがあることを申請者が知った場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 過去五年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者 ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者 ②①に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合 <p><他者又は他国に対する行為></p>

改正案	現行
<p>(i) 他者（申請者の子会社を含む。以下同じ。）に対し、コア技術等に係る知的財産権を移転する、供給確保計画の認定の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア技術等そのものを移転する</p> <p>(ii) 他者に対し、コア技術等を提供する</p> <p>(iii) 他者と、コア技術等に関する共同研究開発を行う</p> <p>(iv) 他国において、コア技術等に係る研究開発を行う</p> <p>(v) 他国において、供給確保計画の認定の対象とする品目のうちコア技術等を用いたものを生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該品目の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該品目の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）</p>	<p>(i) 他者（申請者の子会社を含む。以下同じ。）に対し、コア技術等に係る知的財産権を移転する、供給確保計画の認定の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア技術等そのものを移転する</p> <p>(ii) 他者に対し、コア技術等を提供する</p> <p>(iii) 他者と、コア技術等に関する共同研究開発を行う</p> <p>(iv) 他国において、コア技術等に係る研究開発を行う</p> <p>(v) 他国において、供給確保計画の認定の対象とする品目のうちコア技術等を用いたものを生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該品目の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該品目の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）</p>
<p>第7節 (略)</p> <p>第8節 (略)</p>	<p>第7節 (略)</p> <p>第8節 (略)</p>
<p>第4章 先端電子部品の安定供給確保のための安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援独立行政法人基金</p> <p>第1節 安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項</p> <p>本制度の運用に当たっては、安定供給確保支援業務を行う法人として国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）を選定するものとする。</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項</p> <p>NEDOが安定供給確保支援独立行政法人基金を設ける場合に当たっては、認定供給確保事業者への支援に関し、助成金等の交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の検査の実施等により適正な執行に努めるとともに、経済産業大臣が定め</p>	<p>第4章 先端電子部品の安定供給確保のための安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援独立行政法人基金</p> <p>第1節 安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項</p> <p>本制度の運用に当たっては、安定供給確保支援業務を行う法人として国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）を選定するものとする。</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項</p> <p>NEDOが安定供給確保支援独立行政法人基金を設ける場合に当たっては、認定供給確保事業者への支援に関し、助成金等の交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の検査の実施等により適正な執行に努めるとともに、経済産業大臣が定め</p>

改正案	現 行
<p>る中長期目標等の範囲で、保有する安定供給確保支援独立行政法人基金の資産を毀損することのないよう適正な運用管理を行うものとする。</p> <p>具体的には、次に掲げる内容の運用に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 助成金等の執行に当たっては、NEDOは、交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の審査の実施等を通じ、適正な執行に努めるとともに、経済産業大臣等と連携し、認定供給確保計画の適正かつ確実な遂行がなされていることを確認するものとする。 ● また、経済産業大臣が認定供給確保計画の変更を指示する、認定を取り消す等の措置を講じた場合には、その措置の内容に応じ、助成金等の返還等の所要の<u>手続</u>を実施するものとする。 ● 安定供給確保支援独立行政法人基金は他の事業との区分経理を求められているところ、法の規定に従い、適正な会計処理を実施するものとする。 ● 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理については、資産運用の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、運用上のリスクが低い方法で運用するものとする。 <p>第4節（略）</p> <p>第5章（略）</p> <p>第6章 先端電子部品の安定供給確保に当たって配慮すべき事項</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 経済活動における人権の尊重</p> <p>経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっており、今後、より一層、重要性を増していくものと考えられる。そのため、我が国として「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施しているほか、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」について、「ビジネスと人権に関</p>	<p>る中長期目標等の範囲で、保有する安定供給確保支援独立行政法人基金の資産を毀損することのないよう適正な運用管理を行うものとする。</p> <p>具体的には、次に掲げる内容の運用に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 助成金等の執行に当たっては、NEDOは、交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の審査の実施等を通じ、適正な執行に努めるとともに、経済産業大臣等と連携し、認定供給確保計画の適正かつ確実な遂行がなされていることを確認するものとする。 ● また、経済産業大臣が認定供給確保計画の変更を指示する、認定を取り消す等の措置を講じた場合には、その措置の内容に応じ、助成金等の返還等の所要の<u>手続き</u>を実施するものとする。 ● 安定供給確保支援独立行政法人基金は他の事業との区分経理を求められているところ、法の規定に従い、適正な会計処理を実施するものとする。 ● 安定供給確保支援独立行政法人基金の管理については、資産運用の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、運用上のリスクが低い方法で運用するものとする。 <p>第4節（略）</p> <p>第5章（略）</p> <p>第6章 先端電子部品の安定供給確保に当たって配慮すべき事項</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 経済活動における人権の尊重</p> <p>経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっており、今後、より一層、重要性を増していくものと考えられる。そのため、我が国として「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施しているほか、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」について、「ビジネスと人権に関</p>

改正案	現行
<p>する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において決定・公表がなされている。上記ガイドラインは、主に国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業行動指針及びILO多国籍企業宣言からなる国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本でビジネスを行う企業の実態に即して、具体的かつ<u>分かりやすく</u>解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものである。こうした背景を踏まえ、本制度の運用に当たっては、主務大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、必要に応じ、上記ガイドラインの活用等、サプライチェーンにおける人権の尊重を勧奨する等の対応を行うものとする。</p>	<p>する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において決定・公表がなされている。上記ガイドラインは、主に国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECD多国籍企業行動指針及びILO多国籍企業宣言からなる国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本でビジネスを行う企業の実態に即して、具体的かつ<u>わかりやすく</u>解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものである。こうした背景を踏まえ、本制度の運用に当たっては、主務大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、必要に応じ、上記ガイドラインの活用等、サプライチェーンにおける人権の尊重を勧奨する等の対応を行うものとする。</p>
<p>第3節 (略)</p>	<p>第3節 (略)</p>
<p>第4節 自律的なサプライチェーン維持に資する取引環境</p> <p>将来にわたって特定重要物資の安定供給を確保するためには、そのサプライチェーンのうち現時点で措置が特に必要とは認められない部分についても、引き続き関係する民間事業者等の自律的な経済活動によって維持されていく必要がある。</p>	<p>第4節 自律的なサプライチェーン維持に資する取引環境</p> <p>将来にわたって特定重要物資の安定供給を確保するためには、そのサプライチェーンのうち現時点で措置が特に必要とは認められない部分についても、引き続き関係する民間事業者等の自律的な経済活動によって維持されていく必要がある</p>
<p>これを踏まえ、経済産業大臣は、取組の実施に当たり、認定供給確保事業者がサプライヤー等の関係企業の実態を十分に把握し、当該特定重要物資の長期の安定供給確保を図るために必要となる取引環境の確保に向けた取組を実施することを勧奨するものとする。具体的には、長期の安定供給確保に資するサプライヤーによる設備投資等が可能となるような取引価格の実現など、自律的なサプライチェーンの維持のための取組を勧奨する。</p>	<p>これを踏まえ、経済産業大臣は、取組の実施に当たり、認定供給確保事業者がサプライヤー等の関係企業の実態を十分に把握し、当該特定重要物資の長期の安定供給確保を図るために必要となる取引環境の確保に向けた取組を実施することを勧奨するものとする。具体的には、長期の安定供給確保に資するサプライヤーによる設備投資等が可能となるような取引価格の実現など、自律的なサプライチェーンの維持のための取組を勧奨する。</p>
<p>第5節 (略)</p>	<p>第5節 (略)</p>
<p>第6節 (略)</p>	<p>第6節 (略)</p>
<p>第7章 その他先端電子部品の安定供給確保に関し必要な事項</p>	<p>第7章 その他先端電子部品の安定供給確保に関し必要な事項</p>

改正案	現行
<p>本制度の運用に当たっては、施策の実効性を伴う総合的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、経済産業大臣は、先端電子部品の施行令による指定及び取組方針の策定後、毎年度、認定供給確保計画の定期報告、取組の実施の支障等の報告を通じ、先端電子部品及び部素材等の安定供給確保の状況について確認を行い、必要に応じて、認定供給確保計画の<u>的確な実施のための措置を講ずるものとする。</u></p> <p>附 則（令和〇年〇月〇日改定）</p> <ol style="list-style-type: none">この取組方針は、<u>令和〇年〇月〇日</u>から適用する。適用日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であって、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。この取組方針の適用の際現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。	<p>本制度の運用に当たっては、施策の実効性を伴う総合的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、経済産業大臣は、先端電子部品の施行令による指定及び取組方針の策定後、毎年度、認定供給確保計画の定期報告、取組の実施の支障等の報告を通じ、先端電子部品及び部素材等の安定供給確保の状況について確認を行い、必要に応じて、認定供給確保計画の<u>的確な実施のための措置を講じるものとする。</u></p> <p>附 則（令和7年5月16日改定）</p> <ol style="list-style-type: none">この取組方針は、令和7年5月16日から適用する。適用日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であって、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。この取組方針の適用の際現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。